

植田中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、本市学校教育の努力目標である「なかまと学び 夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの四層構造について



森田洋司「いじめとは何か」(中央新書、2010)

被害者：いじめられている生徒

加害者：いじている生徒（複数が多い）

観衆：はやし立てたり、面白がって見ていたりしている生徒（加害生徒に同調・追従し、いじめを助長する）

傍観者：見て見ぬふりをする生徒（加害者が暗黙に了解していると解釈し、いじめを促進する可能性がある）

3 校内体制

- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・学年生活担当・教育相談担当（子ども応援委員会コーディネーター）・当該生徒の担任・スクールカウンセラー

4 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- 教職員が多様性に配慮し、言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 教職員がストレッサーにならず、取り除く側になる。
- 生徒とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後などの時間）をできる限り多く取る。
- 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

5 いじめを未然防止するための基本的な考え

「ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」この3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる。

また、ストレスが高くそれを発散したいと感じたとしても、適当な相手と、適当な方法がなければ、加害行為には及ばない。（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 07-09』調べ）

ゆえに ポイントは

「**規律ある生活**」…いじめを行う口実や機会を減らす。学校・教室での安全保障。
「**分かる授業**」…学校ストレッサーの第一である授業で規律や**自己肯定感**を高める。
「**集団づくり**」…**居場所**から**絆**へ、自己肯定感だけでなく**自己有用感**も高める。

学校努力点「自律的な生徒を育てる—自己肯定感を高める活動を通して—」との関わり
自己肯定感を高める…自分はいてもよい存在だと安心して思える集団作り
自律的な生徒を育てる…自己肯定感が高まることで、悩んで自分で決定した道を自信をもって歩むことができる

6 未然防止のための具体的な手だて

(1) 規律ある生活

チャイム着席と放課における廊下指導、きちんとした挨拶、清掃活動、忘れ物をなくすことや授業中の望ましい態度など、決められたことを当たり前に行うということが、安心できて「居場所のある」学校や学級づくりの礎となる。

(2) 分かる授業

一人一人が参加できる、学習が苦手な生徒にも分かる授業を行っていくことや、意見を発表しても嘲笑されない規律や雰囲気づくりを日々の授業を通して培っていく。

(3) 集団づくり

① 「居場所づくり」から「絆づくり」へ

行き過ぎた競争的価値や経済原理ではなく、集団の中での自己を見つめさせる。

「**居場所づくり**」…どの生徒も安心できる学校・学級を教師が提供すること

「気付き、考え、実行する」
「絆づくり」を通して

(手だて例) ソーシャルスキルトレーニング、構成的エンカウンター、グループワーク、学級の清掃・係活動や委員会活動などを教師がやらせる。

「**絆づくり**」…共同・協働的な活動を通して、生徒が主体的に友人との心の結び付て仕向けること

(手だて例) 日常の班活動、学級(班)ノート、行事に向けての実行委員活動や練習、互いのよさに気付かせる活動、充実感の得られる共同(協働)活動を生徒自らするようになるような場や機会の提供

きや信頼感、社会性を育むことができるよう継続し

② 自己肯定感だけでなく自己有用感も高める

自己肯定感…自分自身の存在価値を肯定的に捉えている感覚 (悪く言えば自己満足も)

「気付き、考え、実行する」
過程を通して

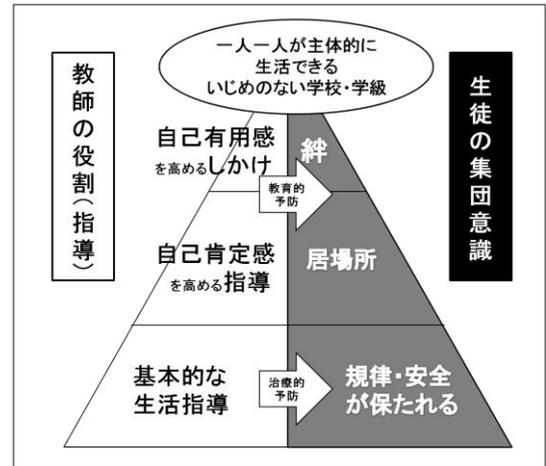
(学校や生徒会での手だて例)
学級ボランティアサービス、環境ウィーク・生徒会主催のボランティア清掃活動、職業体験老人施設訪問、行事・学習などのピアサポート活動など

自己有用感…自分自身が、他者や集団の役に立っているという感覚 (行動と他者視点)

③ 集団に対する教育的予防と治療的予防

以上のような、生徒が自ら「人と関わることの喜びや、その大切さ」に気付く機会を設定する。その中で、集団や社会の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために「友人のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」や「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会（仕掛け）を設定する。その際、学校努力点である「気付き、考え、実行する」観点を意識させ、PDCA（計画・実行・チェック・再実行）サイクルによって改善を図ることができるようにする。また、生徒自身がいじめの問題を自分たちの課題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて実行できるように働きかけるなどして、いじめの未然防止を図る。このように、集団を自ら健全に育つように教育的予防を重視していく。

また、その基盤となる基本的生活習慣の定着を図る。集団適応に課題のある生徒については、面談の実施や養護教諭、スクールカウンセラー等と協力して、特性などを捉えて個別に指導（治療的予防）を行っていく。

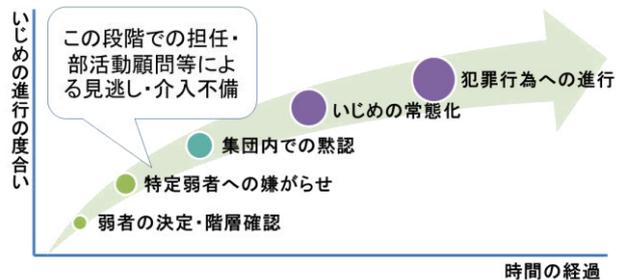


【いじめが起こりにくい集団のモデル図】

7 早期発見のための取り組み

(1) 日常的な観察と介入

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめはいつでもどの生徒にも起こりうるとの認識をもつ。いじめは時間をかけて育っていくため、早い段階（右図吹き出し）から複数の教職員で的確に介入し、積極的に発見しようと努めることが重要になる。



【いじめの進行と望ましい介入段階】

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い（口頭やスズキ校務にこまめに入力し蓄積）、情報を共有する。また、特定生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、生徒も教職員も見逃しやすかったりするため、注意深く対応する。

(2) 学校生活アンケート（QU）の活用

QUは、生徒がどう感じて生活しているのかを「満足度」「意欲」「承認」「ソーシャルスキル尺度」などの数値として表す。その結果を基に、個々への対応や、学級集団づくりに活用する。年に2回（5月と10月予定）行うことで、個や集団の変化を捉え、PDCAサイクルによって改善を図ることができるようにする。

(例) かたさ型→いいところ探し、グループ活動などでリレーションを高める

ゆるみ型→清掃活動や朝会などの見直し、ゲームなどで規範意識を高める

また、結果をデータベースに入力・蓄積し、職員間で情報の共有を図る。特に「要支援群」生徒については、担任が個別に教育相談をする機会を早急に設けるとともに、保護者に教育相談の様子を伝える。また、学年生活係を通して「いじめ等対策委員会」で定期的に経過報告を行うこととする。

(3) 定期的なアンケート実施

いじめに特化したアンケートを学期に1回行い、いじめの実態把握に努める。また、アンケートについては配付後、必ず持って帰り家で記入したものをのり付けして提出させることで、安心して記入できるようにする。また、記入内容については、データベースに蓄積し、「いじめ等対策委員会」で対処について検討を行う。

(4) 教育相談

(2)(3)のアンケート調査を基に、全ての生徒を対象とした教育相談週間を学期に1回程度設ける。また、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすいような雰囲気をつくることも心掛ける。また、定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中での様子を観察したり、家庭訪問や教職員と児童生徒の間で交わされる生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。その記録はデータベースに記録し、蓄積しておく。

(5) 保護者・地域との連携

観察・記録した内容（データベースに蓄積）の中の生徒のよい点を、保護者会や通知表の所見などを通して保護者に伝えることで担任との信頼感を高め、相談しやすい関係の構築に努める。

「いじめ等防止会議」や「生活指導部会」の場などを活用し、生徒について気になることがあれば、速やかに学校へ連絡が入るように依頼しておく。

(6) 相談機関の周知や情報の取り扱い

保健室やスクールカウンセラーとの面談の利用、電話相談窓口（「ハートフレンドなごや(052-683-8222)」「子どもSOSほっとライン24(0570-078310)」について広く周知する。年度当初の「あったかハート」については、生徒手帳と同時配付し、いつも携行できるようにする。また、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

8 いじめに対する措置（重大事態、関係諸機関との連携を含む）

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に調査等に当たる（P7参照）。
- ・調査の方法や留意事項は、「名古屋市いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」を参照する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て教育委員会、関係諸機関と連携して対応する。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止し、教師としての信念に基づき指導・対処する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ等対策委員会」に直ちに報告する。小さな事例も「いじめ等対策委員会」に報告する。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめ等対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実の確認を行う。（情報源は基本「心配している人から相談があった」で統一）

- 参加したり目撃したりしている疑いのある生徒を同時に呼び出し、個別の面接を別室で、複数の職員がそれぞれ行う。
- 聞き取り途中ですり合わせを行いながら、一致点と矛盾点を整理して事実確認をする。
- いじめと認知した場合は、すぐに謝罪の場を設けることはしない。
- 指導が長くなりそうな時は、あらかじめ保護者に電話する（「いじめ」という言葉を用いず、トラブル調査中と言っておく）などの配慮を行う。
- 加害者からの謝罪は、今後二度といじめをしないという加害者からの約束としての意味合いで行う（後日）。方法については被害生徒・保護者の要望を尊重する。
- 以下のような重大事態については教育委員会に報告し、連携を図りながら対応する。

- ・ **「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」**→警察にも相談
 (例) ○ 生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 ○ 金品などに重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ **「相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席**することを余儀なくされている疑いがある」
 ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたと申立てがあったときは、重大に事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、「あなたが悪いのではない」ことを明確に伝えるなど、自尊心やプライバシーに留意する。
- **電話でなく家庭訪問によって、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。**
- いじめられた生徒や保護者に対し、全職員で徹底して被害者生徒を守り、秘密を漏らさないことを伝え、見守り体制など具体例を示し、できる限り不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような特別な措置については、「いじめ等対策委員会」の判断で行う。
- **一定の解消後も注意して経過を観察し、必要な支援、記録の蓄積、報告を継続する。**
- ※ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能(入院・死亡)の場合は当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、着手する(なお、自殺の背景調査を行う場合はなくなった生徒の尊厳の保持や遺族の気持ちに十分配慮しながら行う)。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- 事実関係が確認できたら保護者に連絡する。理解や納得を得て以後の対応を連携して行えるよう協力を求める。冒頭に「いじめ」という言葉を使わないようにする。
- 客観的事実を伝え、加害者生徒のことも心配している気持ちが伝わるように努める。
- 保護者を同時に複数呼ぶ場合は、事前に別室に集め、原因を他に求めるような発言は生徒の反省や成長を阻害し、会の目的に合わないことを事前に伝えておく。
- 複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、内省させる（この指導が大切。すぐには謝罪をさせない）。
- 指導中にいじめた原因が特定できなかつたり、反省がみられなかつたりした場合は、SCが当該生徒を面談したり、様子を観察したりすることもある。

- 加害生徒が抱える問題にも目を向け、加害生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- 謝罪は、行為に対する責任(けじめ)としての意味合いで教師立ち会いの下で行わせる。
- 特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、「いじめ等対策委員会」が必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、加害生徒に対して適切な懲戒を加えることもある。
- ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- 観衆の生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 傍観者の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。また、自分でいじめを止めさせるのではなく、身近な大人に知らせことができるようになることが重要であると伝える。
- たとえ通報できなくても、被害にあっている生徒に「自分はいじめに関わらない味方である」と伝え、いじめによるストレスを解消したり、いじめを行う人ばかりではないと実感させたりすることができることを伝える。
- 学級全体での話し合いや学年集会などを通して、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなってはならない。先生と生徒みんなで根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪で終わるものではない。双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、互いを尊重し合う新たな「絆」を再構築できるようになることである。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な名誉毀損やプライバシー侵害の書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置（本人による削除、プロバイダへの削除依頼や法務局への協力要請など）をとる。
- また、ネット上の不適切な名誉毀損やプライバシー侵害の書き込み等については、誰がやっているかが特定でき、証拠が残りやすいことを積極的に伝えるようにする。
- SNS 上の不適切な画像の頒布などについては、警察に相談するとともに、そのコミュニティに所属する生徒を保護者の許可を得て集め、コミュニティから退会させる。
- スマートフォンなどを持たせることの危険性について、保護者への理解を求めるとともに、生徒に対しても「サイバー犯罪防止講座」などを通してネットマナーなどの理解を深めさせる。
- ネット上だけでなく、学校での人間関係の延長線上で行われることが多いため、学校での様子もしっかりと見ていき、通常がいじめと同様の対策をとっていく。
- ネットいじめがあると、デジタルデバイスを取り上げられたり、規制されたりする可能性を恐れて報告することを控える可能性が考えられるので、その点を注意して対応する。

9 子ども応援委員会との連携

必要に応じて連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに解決に努める。

10 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

11 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

その場で制止・指導
軽視・見て見ぬふりしない

通報・相談を受けた

(本人、他の児童生徒、保護者などから)

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

「いじめ等対策委員会」へ事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・生徒指導担当・養護教諭・当該児童生徒の担任・部活動顧問・スクールカウンセラー・子ども応援委員会コーディネーターなど

◆情報の共有

- ◆対応策の検討・協議・決定
- ◆関係児童生徒に関する情報収集
- ◆関係児童生徒等への事情聴取
- ◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重大事態

ネット

- ◇病院搬送等応急処置
- ◇教育委員会への一報
- ◇子ども応援委員会との連携
- ◇警察・法務局等への相談通報 (校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施 (教務主任・生徒指導主事)
- ◇教育委員会への一報
- ◇委託業者へ相談 (校長・教頭)

- ◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・教務主任)
- ◆被害児童生徒の安全確保・心のケア (養護教諭・スクールカウンセラー)
- ◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置 (学年主任・生徒指導主事)
- ◆観衆・傍観者への指導 (学年主任・生徒指導主事)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を、時系列で正確に記録
- ◆子ども応援委員会と連携 (子ども応援委員会コーディネーター)

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

植田中学校年間計画

学期	月	学校行事	生徒指導・教育相談	学活・保健・道徳	道徳・特活	会議・校内研修
1	4	入学式・始業式	・hyper-QUの結果を活用した前年度からの引き継ぎ ・全職員で児童生徒理解 ・あったかハート配布			研修① 生徒理解 いじめ等防止会議①
	5	教育相談	※新年度観察 ・第1回hyper-QU実施 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有	SNSの使用についての講演会 自殺予防教育授業 ①パンフレットチェック	いじめ防止教育プログラム 相互理解、寛容 「とびだそう未来へ」 1年 「いじり」? 「いじめ」? ショートパンツ初体験 in アメリカ 2年 まるごと好きです 3年 あなたは顔で差別しますか	いじめ等防止会議②
	6	環境ウィーク・トライ&アクション	・第1回hyper-QU結果の把握 ・子ども応援委員会との情報共有 ・学校生活アンケート(学校作成)			研修② hyper-QUの結果の活用 いじめ等防止会議③
	7	第1回テスト個人懇談会終業式	・保護者と情報共有 ・第1回hyper-QU返却	自殺予防のための講演会		いじめ等対策委員会④ ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議①
	8	部活動学年出校日	・子ども応援委員を交えた事例検討会 ・部活動や出校日を中心に様子を把握			研修③ hyper-QUを活用した事例検討会
2	9	始業式・修学旅行稲武野外学習体育大会	※新学期観察	・自殺予防教育授業 ストレスマネジメント ②パンフレットチェック	いじめ防止教育プログラム 生命の尊重 「とびだそう未来へ」 1年 あなたが うまれた ひいのちを考える よく生きること、よく死ぬこと 2年 たったひとつのたからもの 国境なき医師団・貫戸朋子 3年 ハゲワシと少女 ニワトリ 家族思いと意思表示カード	いじめ等対策委員会⑤
	10	第2回テスト音楽会	・第2回hyper-QU実施 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有	自殺予防教育授業		いじめ等対策委員会⑥
	11	教育相談 人権講演会 なごやINGキャンパーン 第3回テスト	・第2回hyper-QU結果の把握 ・子ども応援委員会との情報共有 ・学校生活アンケート(学校作成)	人権についての講演会		研修④ hyper-QUの結果の活用 いじめ等対策委員会⑦
	12	人権週間 植田中ING集会 個人懇談会 終業式	・保護者と情報共有 ・第2回hyper-QU返却			研修⑤ 事例検討会 いじめ等対策委員会⑧
3	1	第5回テスト(3年生)	※新学期観察	自殺予防教育授業 ③パンフレットチェック	いじめ防止教育プログラム よりよい学校生活、集団生活の充実 「とびだそう未来へ」 1年 けやき中を誇りに 2年 三年生を送る会 3年 旅立ちの日に	いじめ等対策委員会⑨
	2	第5回テスト(1・2年生)	・いじめ防止基本方針見直し ・hyper-QUなど小中情報交換			いじめ等対策委員会⑩ 小中連絡会
	3	卒業式(入試)修了式	・学校生活アンケート(学校作成)	自殺予防教育授業 ④パンフレットチェック		いじめ等対策委員会⑪ ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議②